

F A Q

○提供されるデータについて	
Q	33条の手続きによって提供を受けられるのは、どのようなデータか。
A	テキストファイルの調査票情報の提供を行っている。なお、同時に提供するデータレイアウトフォームや符号表に、データの構造等を示している。 集計表に加工された情報ではないため、集計等については、申出者がプログラム等を作成した上で、独自に行う必要がある。
○申出者（利用者）の資格	
Q	学生を利用者（申出者）とすることはできるか。
A	学生（大学院生含む）は原則として認められない。ただし、科学技術研究費補助金を受けて研究を行うなど、研究者として明らかにされている場合は利用が認められる。
○利用場所	
Q	自宅を利用場所とすることは可能か。
A	自宅での利用は、認められていない。
Q	国外から申出を行うことは可能か。
A	国外への提供は認められていない。また、利用場所も日本国内に限定されている。